

平成25年3月 8日

高槻市議会議長
中 浜 実 様

議会あり方検討会
座長 灰 垣 和 美

議会あり方検討会の検討結果について（最終報告）

議会の活性化と市民に開かれた議会を目指し、高槻市議会のあり方について検討するために、平成23年8月10日に設置された本検討会は、全会派及び無所属議員から提案された検討項目（別紙1）について協議に入り、平成24年5月7日に「中間報告」を議長に提出したところであるが、残された検討項目について、その後、さらに13回にわたり協議を続け、その検討結果をもって、下記のとおり最終報告とする。

本市議会では、中間報告を受けて、検討された項目のうち実施できる項目は、すでに実施しているところであるが、最終報告についても、意見の一致を見た項目については、実施に向けて早急に対応されることを要望する。また、合意の結論を得られなかった項目については、今後の動向を見ながら、必要に応じて、協議の場を設けるべきである。

なお、議会あり方検討会要綱、議会あり方検討会開催経過、議会あり方検討会委員名簿は、別紙2から4のとおりである。

また、参考資料として、議会あり方検討会の検討結果について(中間報告)及び 中間報告を受けての実施事項 を、参考資料1及び2として添付する。

記

3. 議会の見える化について（議会中継について）

(1)議会中継の実施にあたっては、以下のとおり、意見が集約された。

- ①録画配信から始める。
- ②本会議全体を放映する。
- ③セキュリティ面やランニングコスト面からASPへの委託方式がよいと思われる。

なお、ライブ中継や庁内でのテレビ放映については、将来的に検討する。

4. 議員定数について

身を切る改革も大事、政治的判断から、などの理由で削減すべきであろうという意見と、一定の議論ができる人数は確保すべき、また、中核市や同規模他市と比較したうえで、市民1万人に議員1人で妥当、などの理由で現状維持という意見があった。結果として、削減すべきであろう、という意見が多数であった。

5. 議員報酬等について

現状維持という意見が多かったが、削減すべき、時限的に削減すべき、との意見もあった。また、報酬等審議会の意見を聞くべきである、という意見が多数あった。

委員長手当については、廃止するべき、との意見があり、現状どおりでよい、との意見もあった。

6. 政務調査費について

現状維持が妥当である。ただし、議員報酬見直しの際には、政務調査費についても、同時に報酬等審議会に諮問すべきである。

7. 審議会委員について

(1) 議員の審議会委員への派遣について

(ア) 議員が市長の設置する審議会に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度に反するため、法律・政令に定めのあるものを除き、議員が審議会の委員に就くことはやめるべき、との意見、(イ) やめるにしても、すべて引き上げるのではなく、それぞれの審議会の経緯を考慮し、引き上げたときの審議会の影響も考えながら検討すべき、という意見、(ウ) 市民参画の促進が時代の趨勢の中で、議員の選出人数を減らし、その分市民に入ってもらったらどうか、との意見、(エ) これまで議員としての経験を生かして適正にやってきている。附属機関に関する条例が全部改正されたときに、行政として議員の派遣について判断されたと理解しており、現状どおりでよい、との意見があった。

また、審議会に議員を入れるのか、人数を減らすのかを判断するのは行政側であり、その判断については、議会として聞き入れていくという立場をとるべき、との意見もあった。

(2) 審議会委員報酬について

行財政改革の観点から、議員が参画するとしても無報酬とすべき、と

の意見と、現状維持が妥当と考えるが、将来的に精査することも必要かと思う、との意見があった。また、報酬の有無は、行政側が判断すべきことである、との意見もあった。

(3) 議員選出の監査委員について

現状の2人から1人に減らすべき、との意見が出されたが、現状維持でよい、との意見もあった。

8. 行政視察について

(1) 行政視察時の特別車両(グリーン車)の利用は、自粛すべきである。

(2) 会派視察について

会派視察旅費について、執行率等を勘案すれば段階的に減額していくべき、との意見もあったが、当面、グリーン車利用自粛に伴う分を減額すべきである、との意見でまとまった。

(3) 委員会視察について

他市への視察は重要であり、現状維持が妥当である。

視察先の選定にあたっては、議員がもっと意見を出すべきである、との意見や、議会運営委員会・議会だより編集委員会はテーマが決まっているので、毎年行う必要もないのではないか、との意見もあった。

9. 本会議運営について

(1) 一問一答方式について

質問時間、質問回数は現状とし、一般質問に限り、一括質問方式と分割質問方式を選択できるようにすべき、との意見と、従来どおり一括方式を維持すべき、との意見が相半ばであった。

(2) 議場のレイアウト(対面式演壇の設置)について

議会中継を実施する中で検討していくほうがよい。

(3) 議員間討論について

案件によっては、休憩にして別室で議論したこともある、現状でも委員長・議長の采配で可能、との意見があり、他方、別室での議論では密室協議になる、傍聴者は議員同士の議論の内容を知りたいのだと思う、との意見もあった。

(4) 首長の反問権について

首長の反問権を認めてはどうか、との意見と、現行の中で対応できるものがある。これまで訂正発言など何度かあった。ここ一年で状況が変わってきているので反問権にはこだわらない、との意見があった。

(5) パソコンの議場への持ち込みについて

議論に支障が出るのではないかと、傍聴者から会議に集中していないと誤解される恐れがあるなど、持ち込みは時期尚早という意見と、厳格にルールを決めた上で、メモ用として持ち込みを認めてもよいのではという意見の両論があった。

(6) 一般質問の日程について

一般質問をする者が増加傾向にあり、会議時間を延長して対応しているが、一般質問の日程を2日から3日にすれば、会議時間を延長することなく、職員の時間外も解消でき、また、集中力も途切れず、より充実した議論ができるのではないかと、との意見が出された。

それに対し、議会運営事項は議会運営委員会の所管事項であり、一般質問の人数が多ければ、会期中に会期の延長を決めることもできるが、一般質問の日程については、議会運営委員会で検討してもらってはどうか、との意見があった。

(7) 人事案件に対する質疑について

個人に関わる内容で、議場で議論しにくい案件のため、事前説明をしてもらって判断しているのが現状である。

議長から、理事者に、懇切な説明をするよう申し入れる。

10. 委員会運営について

(1) 委員会協議会について

これまで委員会協議会は非公開で、議事録の公開もしていないが、会議等を公開していく流れの中で、議事録の公開も含め、委員会協議会を原則公開とし、事案によっては、委員長が公開・非公開を判断して諮ればよいのではないかと、また、協議会の案件によっては、事後報告のような案件もあり、開催時期を考えてはどうか、との意見が出された。執行部も公開することに異議はなく、原則公開することが適当である、との意見に集約された。

なお、傍聴者への資料の提供は、委員会と同様に取り扱うべきである。

(2) 決算審査特別委員会について

予算との関連性も大きいことから、4常任委員会に分けて付託し審査するほうが、全議員が決算の審査に参加できてよいのではないかと、また、会期を延長して決算のみの質疑の日を設けてはどうか、との意見、決算は全体的に所管を超えた議論が必要であり、現状どおり決算審査特別委員会を設置して審査すべき、との意見が出された。

ただし、現状維持の場合にも、少数会派や無所属が増えてきている現

状があり、委員構成については、検討する必要がある。

(3) 契約案件の委員会付託について

協議項目から取り下げる。

人事案件・契約案件については、調査の時間を確保し、中身について丁寧な説明をするよう、議長から理事者に申し入れる。

(4) 表決の手法について

挙手ではなくわかりやすい手法にすべき、との意見が出されたが、特に、議論はなかった。

11. 議会基本条例について

制定に向けて、前向きに検討すべきである。

なお、制定にあたっては、新たに検討会を設置するべきである。

12. 住民の参加について

住民の参加に向けて、女性議会や子ども議会、市民との懇談会、地域での議会報告会の開催などが提案されたが、議会の見える化や住民の声を反映させる方向で、中身は、議会基本条例の検討の中で協議し、反映させていくべきである。

13. その他について

(1) 本会議場への国旗等の掲揚について

掲揚すべきである、という意見と、掲揚すべきでない、という意見があった。

他に、府下でも条例を制定して掲揚している市は少数であり、掲揚するにしても、あえて条例化する必要もないのではないか、との意見もあった。

(2) 会派代表者会議への無所属議員の傍聴参加について

代表者会議は議会運営委員会の所管に属さない問題について、議長が必要と認めるときに招集する相談機関であり、議長の判断にゆだねるべきである、との意見と、議会運営に関することは、できる限り議論を共有すべきで、傍聴を認めてよいのではないか、との意見があった。

(3) 本市議会へ視察に来られた議会名とテーマを議会HPに公開することについて

議会ホームページに掲載することで意見が集約された。

(4) 会派ごとの議案説明を全員協議会で受けることについて

会派ごとの議案説明を受けた後で、各会派が個別に詳細な説明と質問

- の時間を設定しており、現状どおりでよい、との意見が多数であった。
- (5) 議員から依頼のあった調査結果を、全議員に配付するとともに、議会図書室で閲覧できるようにすることについて
最新情報を得る意味合いからも、必要なときに個別に依頼すればよい、との結論であった。
- (6) 政策提案から政策立案への転換について
超党派でよい政策を立案していきたい、との意図は理解するが、検討会で協議しルール化すべき案件ではなく、その都度考えていけばよい、との結論であった。
- (7) 請願者に意見陳述の機会を設けることについて、陳情を議案として扱うことについて、請願者・陳情者を参考人として議会へ招致することについて
今回の地方自治法の改正により、本会議でも参考人の招致等ができることになり、委員会の招致を含め、現行制度上可能であり、必要に応じてその都度、議会運営委員会で検討すべき問題である、との結論であった。
なお、陳情書は所管委員会委員にのみ配付されており、他の委員会委員には知らされていないのが現状であるため、議会図書室に陳情書の写しを置き、閲覧できるようにしてほしい、との要望があり、そのように取り扱うことで意見が集約された。
- (8) 危機管理上の議員の役割の明確化について、会派を超えた政策検討会の実施について、マニフェストによる正副議長の選出について、議決案件の拡大について、議会の政策調査機能の強化について、議会内に政策研究会を設置することについて、の各項目は、議会基本条例の中で検討することが適当である、と意見が集約された。
- (9) 上記以外の「その他」の項目については、協議の結果、検討項目から取り下げられた。